



一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒140-0001 東京都品川区北品川一丁目8番11号ダヴィンチ品川Ⅱ 4階

1. 適用範囲

1.1 本一般条件は、株式会社アントンパール・ジャパンにより行われる販売の申し出および法的取引、すなわち、商品の引渡およびサービスの提供に適用および準用されるものとする。個別取引の詳細については書面により別段の合意がなされた場合を除き、本条件が適用されるものとする。

ソフトウェア取引では、オーストリア電気・電子産業協会発行のソフトウェア条件、組立作業では、オーストリア電気・光電流工業発行の組立作業条件および/または(該当する場合)オーストリア電気・電子産業発行の医療用電気機器組立条件が優先的に適用される。

1.2 上記第1.1項の条件からの逸脱は、売り手が書面で明示的に承諾した場合のみ有効とする。買い手の一般購入条件との矛盾は明示的に拒否されるため、これらは契約には含まれない。

2. 申し出の提示

2.1 売り手の申し出は、確約のない申し出とみなすものとする。

2.2 入札文書およびプロジェクト書類については、売り手から許可を得ないかぎり、複製または第三者への提供を行ってはならない。これらについては、随時返却を求められる可能性があり、他社に発注された場合にはただちに売り手に返却または破壊するものとする。

3. 契約の締結

3.1 契約は、売り手により書面で受注の確認が行われ次第、または、出荷が行われ次第、締結されたとみなすものとする。

3.2 カタログ・パンフレット類に記載される詳細および口頭での発言または書面の記述は、売り手が受注の確認においてそれらを明示的に言及した場合のみ拘束力をもつものとする。

3.3 事後の契約修正または追加は、書面での確認を条件とする。

4. 価格

4.1 価格は、消費税、包装・荷造り、荷積み、分解、「電気機器廃棄物の取扱を規定する条例」で規定される商用電気・電子機器廃棄物の回収、適切なリサイクルおよび処分を含めず、工場渡しまたは売り手の倉庫渡し条件で見積もられるものとする。買い手は、引渡に関して課される一切の料金、税金、その他の関税に対して責任を負うものとする。引渡条件に買い手が指定する目的地までの運送が含まれている場合、運送費用および買い手が希望する運送保険の費用は、買い手が負担するものとする。ただし、引渡には、荷下ろしおよびその後の処理は含まれない。梱包材は、明示的に合意されている場合のみ回収される。

4.2 売り手は、発行された注目が提示した申し出に従っていない場合、価格を修正する権利を留保する。

4.3 価格は、最初の見積の時点で定め得た費用に基づいている。引渡の時点までに費用が上昇した場合、売り手は適宜価格を調整する権利を有するものとする。

4.4 修理注文の履行にあたり、売り手は、目的にかなうと判断されるすべてのサービスを提供し、これらのサービスに関し、提供された作業および/または所要の費用に基づいて買い手に請求を行うものとする。

4.5 修理および保守費用の見積に関する費用または専門家の評

価に関する費用は、買い手に請求されるものとする。

5. 引渡

5.1 引渡期間は、次の日付のうち、最も遅い日付が開始日になるものとする。

a) 売り手による注文確認の日。

b) 買い手が、自らが責任を負っている技術的、商業的およびその他の諸条件をすべて満たした日。

c) 当該商品の引渡前に支払われるべき前金または保証金を売り手が受領した日。

5.2 買い手は、工場および設備の建設に関し、当局または第三者から、必要となる一切の許可または承認を取得するものとする。何らかの理由によりこれらの許可または承認の付与に遅延が生じた場合、引渡期間は適宜延期されるものとする。

5.3 売り手は、分割引渡または前渡しを行い、買い手に対して請求を行うことができる。引渡要求ごとに引渡を行うという合意がなされた場合でも、全ての商品は、遅くとも発注から1年以内に引渡されるものとする。

5.4 合意された引渡期間の遵守を妨げる、あらゆる不可抗力の事態など、不測の事態または両当事者の管理の及ばない事態が生じた場合、引渡期間はいずれの場合も、当該事態の期間分、延期されるものとする。こうした事態の具体例としては、武力紛争、当局による介入および禁止、輸送または通関の遅延、運送中の損傷、エネルギーおよび原材料の不足、労働争議、代わりを探すことが難しい主要部品納入業者による履行遅延が挙げられる。前記の事態は、影響を受けたのが売り手またはその請負業者のいずれであれ、有効とみなすものとする。

5.5 契約締結の時点で両契約当事者により引渡の遅延に関する契約上の罰則が合意された場合、以下のように実施され、個々の項目に関する逸脱が他の規定に影響を与えることはないものとする。履行の遅延が、売り手の責任によってのみ生じたと認められる場合、買い手は、遅延期間中の満了している各週に対し、売り手の極めて重要な部品の引渡不履行により使用することのできない引渡予定商品部品の価値の最大0.5%に当たる補償金を請求できるが、合計で前記の価値の5%までとする。ただし、買い手が前記の程度の被害を被っていることが条件となる。この範囲を超える損害賠償請求権の行使は対象外とする。

6. 危険負担の移転および履行地

6.1 別段の合意がある場合を除き、権利享有および危険負担は、工場渡しまたは倉庫渡しの出発時点で買い手に移転するものとする。この規定には、売り手により達成、準備および監督される出荷、売り手が請け負う組立作業に関連して行われる引渡も含まれる。

6.2 サービスの場合、履行地はサービスが提供される場所とする。当該サービスまたはその一部(合意されている場合)に関する危険負担は、サービスの提供が完了した時点で買い手に移転するものとする。

7. 支払

7.1 別段の合意がある場合を除き、購入価格の3分の1については買い手が売り手の注文確認を受領した時点で、もう3分の1については引渡期間が半分経過した時点で、残額については引渡の時点で、支払期限が到来するものとする。前記に関係なく、請求書の金額に含まれる税金は、請求日から30日以内に支払うもの



一般引渡条件

とする。

7.2 一部決済の場合、個々の一部支払は、当該請求書を受領次第、支払期限が到来するものとする。これは、追加引渡に対して請求される金額、または、最初の契約の範囲を超える追加契約の結果として請求される金額にも、主たる引渡に対して合意された支払条件に関係なく、適用されるものとする。

7.3 支払は、合意された通貨で、割引なしで売り手の住所に対して行われるものとする。手形および小切手は、それらに関連する一切の利息、料金、手数料(回収および割引手数料など)を買い手が負担する支払についてのみ、認められるものとする。

7.4 買い手は、保証請求またはその他の反対請求を理由として、支払の留保または相殺を行うことはできないものとする。

7.5 支払は、当該金額を、売り手が自由に使用できるようになった日に達成されたときのみとする。

7.6 買い手が本取引もしくはその他の取引から生じる支払条件またはその他の義務を満たすことができなかつた場合、売り手は、自らのその他の権利を損なうことなく、以下を行うことができる。

a) 支払が行われるまで、またはその他の義務が履行されるまで、自らの義務の履行を停止し、合理的な範囲で引渡期間を延長する権利を行使する。

b) 本取引またはその他の取引から生じた債務の支払を要求し、支払期限を開始日として、日利0.04%(年利14.5%)の遅延利息に加え、これらの金額にかかる税額を請求する。ただし、売り手がこの金額を超える費用を立証した場合はこの限りでない。

いずれの場合も、売り手は、訴訟の前に発生した一切の費用、特に督促の費用および弁護士料を請求する権利を有する。

7.7 割引または特典は、支払期限までの支払完了を条件とする。

7.8 売り手は、取引関係を理由とした売り手の買い手に対する一切の請求(利息および手数料を含む)が履行されるまで、売り手が引き渡したすべての商品に対する権原を留保する(条件付き商品)。買い手は、売り手の購入代金債権を保証するために、条件付き商品の加工、改造、他の商品との組み合わせが行われていた場合でも、本書面をもって、条件付き商品の再販による債権を売り手に譲渡し、買い手は、帳簿または請求書に対応する項目を記入する。要求があり次第、買い手は、譲渡された債権およびその債務者を売り手に通知し、自らの債務の回収に必要なすべての情報および資料を提供し、当該第三者債務者にこの譲渡を通知しなければならない。商品の差し押さえが行われた場合、買い手は、売り手の権原について注意を喚起し、その差し押さえについてただちに売り手に通知を行うものとする。

8. 保証および瑕疵修理義務の受諾

8.1 合意された支払条件の遵守が完了後、売り手は、本書面の条件に従い、設計、材料または製造の欠陥のいずれであれ、当該商品の受領時点で存在する瑕疵で当該商品の機能を損なうものについては、その修理を行うものとする。カタログ、パンフレット、販促資料に記載される詳細および口頭での発言または書面の記述で本契約に含まれていないものについては、保証義務の対象とはならない場合がある。

8.2 個別品目に対して特別な保証期間が設けられている場合を除き、保証期間は12か月とする。これらの条件は、供給されたあらゆる商品、または供給された商品について提供されたサービスで、建物または地面に固定されているものについても適用されるものとする。保証期間は、第6条の危険負担の移転時に開始となる。

8.3 前記の保証義務は、買い手が、発生した瑕疵についてただちに書面で通知することを条件とする。買い手は、瑕疵の存在をた

だちに証明するものとする。すなわち、自らが所持するあらゆる資料およびデータをただちに売り手に提供するものとする。当該通知を受領次第、売り手は、上記第8.1項の保証対象の瑕疵の場合、瑕疵のある商品もしくはその中の瑕疵のある部品の交換、買い手の構内でのそれらの修理、返品による修理、公正かつ妥当な値引きの提供のうち、いずれかを選択することができるものとする。

8.4 買い手の構内での保証作業の場合、買い手は、必要となる支援、昇降装置、足場、消耗品その他付随的なものを、無償で提供するものとする。交換された部品は、売り手の所有物になるものとする。

8.5 商品が、買い手により供給された設計データ、設計図面、ひな型その他の仕様に基づいて売り手により製造されたものである場合、売り手の保証は、買い手の仕様に対する不履行に限定されるものとする。

8.6 売り手の保証義務は、売り手が行ったものではない組立および設置作業、不適切な機器、設置要件および運転条件の不履行、売り手が規定した設計値を超える部品の過負荷、ずさんもしくは不完全な取り扱い、不適切な材料の使用による瑕疵、または、買い手により供給された材料に起因する瑕疵に対しては、適用されないものとする。また、第三者の行為、空中放電、過電圧、化学的影響による損傷に対しても、売り手は責任を負わないものとする。自然の損耗による部品の交換は本保証の対象外である。売り手は、中古品の販売に際しては一切保証を認めていない。

8.7 本保証は、買い手自身または明示的に許可を受けていない第三者が、売り手から書面で承諾を得ることなく、引き渡された商品に対して修正または修理を行った場合、ただちに無効になるものとする。

8.8 再販による買い手自身の保証義務に基づく、買い手の売り手に対する補償の請求権は、第8.2項で規定される期間が経過次第、時効により終了になるものとする。

8.9 第8.1項から第8.7項までの規定は、法律により規定されているその他の理由により、瑕疵の修理義務を受諾しなければならないすべての場合に対して、準用されるものとする。

9. 契約の解約

9.1 買い手は、売り手側の重大な過失により遅延が発生し、その後合理的な猶予期間が経過した場合のみ、契約を解約することができる。契約の解約は、書面により書留郵便で通知するものとする。

9.2 売り手は、以下のいずれかの場合、自らの他の権利に関係なく、契約を解約することができるものとする。

a) 契約に基づく引渡の実行、またはサービスの提供の開始もしくは継続が、買い手の責任の範囲内の理由により不可能となり、当該遅延が、認められた合理的な猶予期間を超えて継続した場合。

b) 買い手の信用力に関して疑惑が生じ、買い手が引渡の前に売り手の要求に応じた前払または適切な保証の提供を行わなかった場合。

c) 第5.4項で規定される理由により、引渡期間が、最初に合意された期間の半分以上、または6か月以上延長された場合。

9.3 上記の理由による契約の解約は、契約された引渡またはサービスの未履行部分についても可能とする。

9.4 いずれかの契約当事者に対して破産手続が開始された場合、または、いずれかの契約当事者に対する破産手続の申請が、資産が不十分であるために認められなかった場合、相手方は、猶予期間を認めることなく、契約を解約することができる。

9.5 売り手の損害賠償請求権(訴訟の前に発生する費用を含む)を損なうことなく、契約が解約となり次第、行われた引渡もしくは



一般引渡条件

提供されたサービスの全部または一部に関する未決済勘定は、契約に従って決済を行うものとする。本規定は、買い手がまだ受領していない引渡またはサービス、および売り手により行われた準備行為も対象とする。ただし、売り手は、前記の代わりに、既に引渡が行われた商品の返却を要求することもできる。

9.6 契約の解約は、上記の規定以外には、一切影響を及ぼさないものとする。

10. 電気・電子機器廃棄物の処分

10.1 買い手は、引き渡された商品の使用終了後、自らの費用により、規律正しく、法的規制に従った形で、これらの商品を処分する責任を負う。EU加盟国の場合、買い手は、電子法第10条第2項のすべての義務(生産者の回収義務)、また、それにより第三者からなされた関連請求に関し、売り手の責任を免ずるものとする。

10.2 買い手が商業ベースの第三者に商品を譲渡し、当該第三者に対して、契約により、これらの商品を処分し、これらの義務をさらに課すという義務を負わせなかった場合、買い手は、引き渡された商品の使用終了後にそれらを回収し、規律正しく、法的規制に従った形で、これらの商品を処分する義務を負う。買い手が当該商品を引き取り、売り手を補償することを求めるという売り手の買い手に対する請求は、当該機器の使用が最終的に終了した時点から2年間失効しない。この2年間の失効停止期間は、最も早い場合で、使用の終了に関する買い手からの書面での通知を受領した時点で開始となる。

11. 売り手の責任

11.1 製造物責任法の範囲外の場合、売り手は、当該損害が、法令の規定の範囲内において、意図的な行為または重大な過失行為によるものであると立証された場合のみ責任を負うものとする。通常過失行為による損害、派生的損害、経済的損失、預金もしくは利息の損失に関する損害、または、第三者による買い手を相手取った請求に起因する損害については、売り手が責任を負うことはないものとする。

11.2 組立、試運転および運転に関する指示(使用指示に含まれるものなど)に従わなかった場合、または、使用許諾要件に従わなかった場合の損害については、売り手が責任を負うことはないものとする。

11.3 合意された契約上の違約金を超える請求は、それぞれの権原から除外される。

12. 請求権の行使

買い手が有する請求権はいずれも、第6条で規定する危険負担の移転から3年以内(法律でこの期間より短い期間が規定されている場合以外)に、裁判所において行使しなければならない。この期間に行使しなかった場合、請求権は喪失するものとする。

13. 産業財産権および著作権

13.1 売り手が、買い手から売り手に提供された設計データ、設計図面、ひな型その他の仕様に従って商品を製造した場合、買い手は、売り手に対して提起された産業財産権の侵害に関する請求について、売り手の補償および免責を行うものとする。

13.2 計画や図面などの設計文書およびその他の技術仕様、ならびにサンプル、カタログ、案内書、画像などは、引き続き売り手の知的財産であるものとし、複製、模倣、競争などを定めた当該法令の規定に従う。上記第2.2項の規定は、設計文書も対象とするものとする。

14. 一般規定

契約または本規定のいずれかの規定が無効となった場合、その他の規定の有効性が影響を受けることはないものとする。無効と

なった規定は、その目的にできる限り近い有効な規定に置き換えられるものとする。

15. 管轄権および準拠法

15.1 現行の契約により、または現行の契約に関連して生起する紛争はいずれも、最終的には、国際商業会議所の仲裁規則に基づき、同規則に従って任命された1名の仲裁人により、解決するものとする。

15.2 仲裁地は東京とする。売り手と買い手により明示的に別段の合意がなされている場合を除き、仲裁は英語で行われるものとする。

15.3 契約は、参照規則を除き、日本の法律に従う。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は放棄する。